

インフォメーション

議会報告

平成30年 第1回臨時会

平成30年伊万里市議会第1回臨時会が、2月21日に開かれました。今回の臨時会では、一般議案2件、予算議案1件、報告2件の審議が行われた結果、提出議案はすべて原案のとおり可決または承認されました。主な内容は次のとおりです。

一般議案

■専決処分の承認（※）

次の2議案については、前者を1月31日に、後者を2月7日に、それぞれ専決処分したので、議会の承認を受けたものです。

▽平成29年度一般会計補正予算（第8号）

ふるさと応援寄附金の増額に伴い、ふるさと応援基金、ふるさと応援寄附募集事業に要する経費などを増額したものです。

▽損害賠償の額を定めることについて

市道の管理瑕疵に起因する自動車の損傷について、相手方への損害賠償の額を定めたものです。

（※）専決処分

議会の議決を要する案件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合などに、市長の判断で決定（処分）し、その後開かれる議会で承認を求めるもの（地方自治法第179条第1項）

予算議案

■平成29年度一般会計補正予算（第9号）

第90回記念選抜高等学校野球大会への出場が決定した伊万里高校への補助金などを追加するため、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ528万2000円を追加し、補正後の予算総額を269億973万9000円としたものです。

パブリックコメント（市民意見提出手続制度）

伊万里市水道ビジョン（案）について

より多くの市民の意見を参考にするため、パブリックコメントを実施します。皆さんの意見をお寄せください。

水道は、市民生活の基盤として必要不可欠なライフラインです。しかし、人口の減少や、水道施設の老朽化による更新需要の増大に加え、大規模災害に備えた施設の耐震化など、今後、本市の水道事業は、全国的に見られる傾向と同様に経営環境が悪化していることが予測されます。

このため、市では国の水道ビジョンに基づき、水道事業が将来目指すべき方向性と実現方策を明らかにするため、伊万里市水道ビジョン（案）を策定しました。

パブリックコメント案内

- ◆意見提出をお願いする資料
伊万里市水道ビジョン（案）
- ◆意見募集期間
4月1日（日）～24日（火）
- ◆案の公表場所・入手先
(1)水道部管理課または情報広報課市民サービス係
(2)各町（地区）公民館または市民図書館
(3)市ホームページ <http://www.city.imari.saga.jp/>
- ◆意見の提出方法
意見は、住所・氏名（または団体名）を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。
①メール suidou-kanri@city.imari.lg.jp
②郵便 〒848-0027 伊万里市立花町1542番地1 伊万里市水道部管理課 あて
③直接提出 案の公表場所・入手先(1)または(2)
④ファックス ☎2147
- ◆問合せ先 水道部管理課管理係 ☎☎25490

春の交通安全県民運動

4月6日(金)～15日(日)

交通事故(死)ゼロを目指す日 4月10日(火)

◆運動のスローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

◆運動の重点

- ▷子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ▷自転車の安全利用の推進
- ▷全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ▷飲酒運転の根絶
- ▷追突事故の防止

◆市内の交通事故発生状況(3月14日現在)

前年同期比

- ・人身事故 73件 (-2件)
- ・死者 0人 (-1人)
- ・傷者 99人 (-22人)

●問合先 総務課行政係 (☎2123)

水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計を分別回収します

家庭で使わなくなった水銀体温計や水銀温度計、水銀血圧計を回収します。

●回収場所

市役所、各町(地区)公民館

●回収方法

購入時の箱または厚紙の箱に入れ、回収場所の『使用済み蛍光灯の回収容器』に入れてください。

※使用済み蛍光灯・乾電池は従来どおり分別回収します。

※事業所から出されるものは産業廃棄物に該当するため回収できません。

《分別回収の必要性》

水銀は私たちの暮らしの中で幅広く使われています。しかし、水銀は有害な物質であり、健康被害や環境汚染をもたらす恐れがあります。

近年、世界的にも水銀の環境中への排出を抑制する動きが強まっており、市でも、水銀使用製品を適正に処理するため、分別回収するものです。

●問合先

環境課リサイクル推進係

(☎2145)

悪臭防止法に基づく規制地域 および規制基準を改正します

国は、事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康を保護するため、悪臭防止法を定めています。この法律により、市は、悪臭を防止する必要がある規制地域と、規制地域における規制基準を定めています。

市内の工業団地の拡張や企業進出に伴い、市には悪臭に関するさまざまな苦情が寄せられています。規制地域外であったり、規制基準が現状と合わなかったりして規制できない事例が増えています。

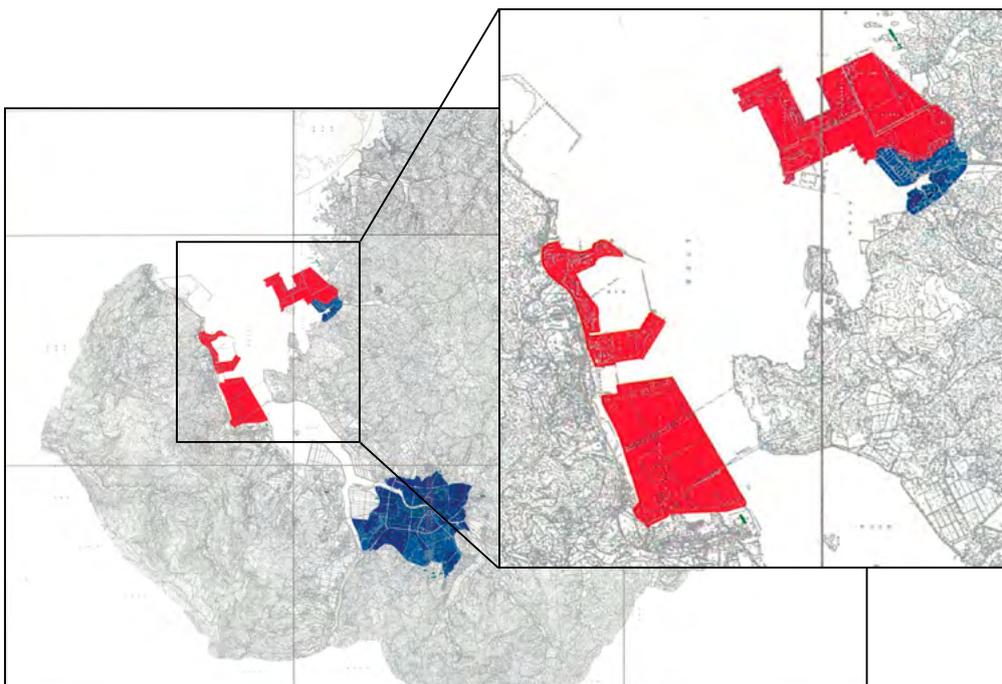
そこで、企業の立地状況やこれまで寄せられた苦情の内容を踏まえ、現状の課題に対応できる規制地域・規制基準を改正します。

●規制地域について

これまで規制を行ってきた地域(地図青部分)に加え、新たな規制地域(地図赤部分)を設定します。

●規制基準について

敷地境界線上の規制基準として、臭気指数12を規制基準とします。



※気体排出口や排出水の臭気も、この基準に基づいて決められます。

●問合先

環境課生活環境係

(☎2144)

後期高齢者医療制度

平成 30 年度・31 年度の保険料率のお知らせ

● 問合せ先 長寿社会課医療保険係 (☎2153)

後期高齢者医療制度では、法律により2年ごとに佐賀県後期高齢者医療広域連合が保険料率を決定しています。今回の見直しで1人当たりの医療費の増加などにより保険料率の上昇が見込まれましたが、県財政安定化基金や剰余金の活用により、据え置くこととされました。なお、賦課限度額については引き上げることとされました。

◆ 保険料の計算方法 (平成 30 年度・31 年度分)

保険料は、被保険者1人当たりいくらかと決める『均等割額』と、被保険者の所得に応じて決める『所得割額』を合計した額です。今回の保険料率は、平成 29 年度と同じです。

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 1\text{人当たり } 51,800\text{円} + \text{均等割額 } \text{被保険者に係る基礎控除 (33万円) 後の総所得金額} \times 9.88\%$$

賦課限度額 62 万円
※ 引き上げ前 57 万円

◆ 所得が低い人などへの保険料の軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額が次の場合は、均等割額が軽減されます。

『基礎控除 (33 万円)』を超えない世帯で、その世帯の被保険者全員の各所得 (年金の場合は、年金収入から 80 万円を差し引いた額を使用) の合計が 0 円となる世帯	→	9 割軽減	均等割額 5,100 円
『基礎控除 (33 万円)』を超えない世帯	→	8.5 割軽減	均等割額 7,700 円
『基礎控除 (33 万円) + 27.5 万円 × 被保険者数』を超えない世帯	→	5 割軽減	均等割額 25,900 円
『基礎控除 (33 万円) + 50 万円 × 被保険者数』を超えない世帯	→	2 割軽減	均等割額 41,400 円

◆ 低所得者の所得割額軽減特例の廃止

賦課の基となる所得が 58 万円以下の人の所得割額の軽減割合	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	5 割軽減	2 割軽減	軽減なし

◆ 元被扶養者の均等割額軽減特例の見直し

後期高齢者の資格取得直前に被用者保険 (市町村国民健康保険・国保組合を除く) の被扶養者であった被保険者の均等割額軽減特例が段階的に見直されます。なお、所得割額は引き続きかかりません。

均等割額の軽減割合	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	9 割軽減	7 割軽減	5 割軽減

※ 被扶養者であった人が、所得の低い人の軽減措置に該当する場合、軽減割合の大きい措置が適用されます。

入院時食事代の標準負担額が改定されました

● 問合せ先 長寿社会課医療保険係 (☎2153)

入院と在宅療養の負担の公平化を図るため、4月1日から健康保険および後期高齢者医療制度の入院時食事代の標準負担額が引き上げられました。

◆入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

対象者		改定前 (H30.3 まで)	改定後 (H30.4 から)
住民税課税世帯		360 円	460 円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去1年間の入院が90日まで	210 円	(変更なし)
	過去1年間の入院が90日を超える	160 円	(変更なし)
低所得者Ⅰ (※)		100 円	(変更なし)

(※) 低所得者Ⅰ：70歳以上の住民税非課税世帯の人で、その世帯の各所得（年金の場合は、年金収入から80万円を差し引いた額を使用）の合計が0円。

お知らせします 行政評価 ～成果重視の行政運営を目指して～

● 問合せ先 企画政策課行財政改革推進室 (☎2124)

◆行政評価を実施しています

行政評価とは、市が提供する行政サービスについて『市が行う必要があるのか』、『どのような成果があったのか』、『かかったコストは妥当か』などの観点から自己評価を行い、そこで明らかになった課題を次の事業活動に生かしていくという行政経営の手法です。

これは、市民サービスの向上と効率的な行政運営をめざすための取り組みであり、市では第5次総合計画後期計画の施策体系に基づき、施策・事業群・事務事業の3階層でそれぞれ評価しています。

◆39の施策を評価

平成29年度は、28年度に実施したすべての施策や事務事業について評価を行いました。また、成果指標

には、各施策に対する市民アンケートの結果などを反映させており、市民感覚で客観性のある評価に努めました。

◆施策の成果について

行政評価は、行政サービスの効果を『成果指標』で測ります。成果指標とは、施策や事務事業の達成目標を数値化したもので、その実績を見れば行政サービスがどのくらい機能したのかを知ることができます。

平成29年度の評価では、多くの施策で目標を達成することができました。今回はその中から5つの施策を抜粋し、成果指標とその達成度を紹介します【表】。

※詳しい内容は、市民情報コーナー（市役所1階）や市民図書館のほか、市ホームページでも紹介しています。

【表】平成29年度行政評価を行った事務事業の成果指標と達成度（抜粋）

まちづくりの 基本方向	施策名称	成果指標	めざす 方向性	平成28年度 計画値	平成28年度 実績値	達成度
安心して健やかな 暮らしづくり	地域福祉の充実	市民のボランティア活動への参加	増加	30.0%	18.3%	61.0% ✕
創造的で心豊かな ひとづくり	学校教育の推進	スクールサポーターによる問題行動への対応件数	増加	150件	165件	110.0% ◎
活気あふれる 産業づくり	観光の振興	観光客が市内で消費する額	増加	30億円	32億 5,000万円	108.3% ◎
安全で快適な 地域づくり	港湾機能の整備	伊万里港でのコンテナ貨物の取扱本数	増加	37,000本	34,318本	92.8% △
自立と協働の まちづくり	男女協働参画社会の形成	審議会等における女性委員の選任率	増加	39.0%	36.0%	92.3% △

◎：達成度 100% 以上 △：達成度 80 ~ 99.9% ✕：達成度 80% 未満

福祉タクシー券を支給します

●対象者

市内に居住している障害者のうち、自動車税の減免を受けていない在宅の人（1か月以内の退院見込みの人を含む）で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
- ② 療育手帳Aの交付を受けている人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け、車いすを常用している人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている人

●支給内容

佐賀県バスタクシー協会加盟のタクシー会社で利用できるタクシー券（1枚500円）を年間に最高20枚支給

●申請方法

障害者手帳と印鑑を持参のうえ、福祉課で申請（代理申請の場合は、本人と代理人の印鑑が必要）

●申請受付開始日

4月2日（月）

●申請・問合せ先

福祉課社会福祉係（☎2156）

スマホを使って納付できます

4月から、市税などがスマートフォンを使ってどこからでも納付できるようになります。

利用には『Yahoo!マネー』への登録が必要です。詳しい使い方についてはガイドページをご覧ください。左記のQRコードをスマートフォンで読み取ると、ガイドページが表示されます。



伊万里っ子ポストを活用してください

市民の皆さんとの協働による市政の実現を目指し、市役所や各町（地区）公民館、市民図書館に『伊万里っ子ポスト』を設置しています。皆さんからの建設的なご意見、ご提案をお待ちしています。

※記入用紙は伊万里っ子ポスト横に設置しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。



↑市役所は正面玄関に設置しています

※メールでも提出できます。メールアドレス
jouthou@city.imari.lg.jp

●問合せ先

情報広報課市民サービス係（☎2133）

●問合せ先

税務課収納対策室（☎2152）

●納付できる税・料

集合徴収市税（市県民税・固定資産税・国民健康保険税）、軽自動車税、介護保険料、市営住宅家賃、保育料
※納付書にバーコードの印字がないと利用できません。

固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧ができます

●縦覧期間

固定資産税の納税者は、平成30年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。また、納税義務者は、固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧ができます。運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。なお、代理の場合は委任状が必要です。

●閲覧期間

4月1日（日）から随時
※土・日曜日、祝日は除く。ただし、4月1日（日）は午前中のみ閲覧できます。

●時間

午前8時30分～午後5時15分

●手数料

縦覧期間中は無料

●場所・問合せ先

税務課固定資産税係（☎2149）

春の市民大清掃を実施します

市は、5月6日（日）から15日（火）までを、伊万里を美しくする市民運動『市民大清掃の期間』と定めています。この期間に、ふだん手が行き届かない場所を清掃しましょう。

●さが西部クリーンセンターの受付時間
午前9時～午後4時

さが西部クリーンセンター（松浦町）に搬入するごみは有料です。また、汚泥や建築廃材、農機具、産業廃棄物など、受け入れができないものがあります。

●料金
10^キまで80円、以後10^キまでごとに80円加算

●問合せ先
環境課リサイクル推進係（☎2145）

●期日

5月13日（日）

《公共施設の清掃日》

野口榮一さんが油絵を寄贈

3月15日、二里町在住で元小中学校教諭の野口榮一さんが、市に油絵『待春』を寄贈し、塚部芳和市長が感謝状を贈呈しました。この絵は、4月1日開館の波多津町コミュニティセンターに展示されています。

野口さんは、昭和22年、波多津村立実業青年学校で初めて教鞭を執りました。その後も新教頭として波多津中学校、新校長として波多津小学校に赴任するなど、波多津町は野口さんにとって忘れることのできない町。

今回、その大切な町に対するお礼として、得意とする絵画を寄贈されました。



↑プロジェクトの画像で塚部市長に絵画を紹介した野口さん(右)

川口喜三郎さんが 甲子園プロジェクトの推進のために寄付

3月15日、武雄市の川口喜三郎さん(株式会社サクセス社長)が、甲子園プロジェクトの推進に役立ててほしいと、市に100万円を寄付しました。

同社はこれまでに、家読の推進や貧困家庭児童の支援などのために寄付をされており、今回が7回目となります。

塚部芳和市長がお礼を述べ、これまでの寄付の用途などについて話すと、川口さんは「自治体に有効活用してもらおうこ

とが自分の生きがいです」と答えました。



↑塚部市長に寄付目録を贈呈する川口さん(左)

豪華客船『につぼん丸』を見学しませんか

伊万里港寄港記念船内見学会への参加者を募集します。

●日時 4月29日(日)
午前10時30分

●場所 11時15分(予定)
久原南公共ふ頭3号岸壁(山代町)

●定員 50人(1組2人)

※応募多数の場合は抽選とし、当選者に入場券を送付

●参加料 無料

●応募方法 往復はがきに2人の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、車で来場の場合は車両番号を記入のうえ郵送

●募集期限 4月16日(月)

●応募・問合せ

〒848-0041 新天町554番地5 伊万里市東駅ビル

観光課観光戦略室
(☎209031)

ご寄付 ありがとうございました

次の方からご寄付をいただきました。
厚くお礼申し上げます。

※2月1日、28日受付分

(敬称略、希望者のみ掲載)

▼絵本 84冊
古伊万里ライオンズクラブ

▼は篤志寄付です。

市長雑感

伊万里市長
塚部 芳和

小ねぎ

一本の小ねぎがさまざまに変わっていく。二里町八谷棚の広大な敷地に立ち並ぶビニールハウス。中では小ねぎがびっしりと栽培されています。小ねぎ作り約50年の有限会社伊万里グリーンファームの農場です。

『土と水』にこだわり続ける同社。土づくりでは抗生物質を含まない良質の鶏糞や樹木の皮のバーク堆肥を使用し、土壌微生物を活性化させます。そして収穫前に水を控えることで、小ねぎ本来の旨みや糖度を上げ、大腸菌群がない安全な小ねぎに仕上げます。

前田清浩社長の取り組みは、ここで終わらないのがすごいところ。切る手間のいらぬカットねぎや、手

軽に使えて長期保存できる乾燥ねぎ、ねぎの香り豊かなドレッシングやスープ、さらには県産の大豆にねぎ味噌をコーティングした菓子など、多彩な商品を開発・販売されており、溢れるアイデアには脱帽するばかりです。独自の加工技術で付加価値を高め、栽培×加工×流通・販売の6次産業化を推進し、『ねぎ名人前田さん』の伊万里香ねぎシリーズとして全国に届けられており、農業の活性化策として注目されています。

これまで、さが農業逸品づくり名人の受賞や、ANAファーストクラス機内食への採用をはじめ、功績は数知れず。今年1月には、意欲的な技術・経営の改善への取り組みや、地域農業振興への貢献が評価され、佐賀農業賞『先進的農業経営の部』での最優秀賞と併せ、特別賞である『農林水産大臣賞』を受賞されました。まさに佐賀県を代表する先進的、模範的な農業経営者です。

伊万里の地に素晴らしい『ねぎ名人』あり。さらなる小ねぎの広がりを期待します。